

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十二月二十六日

広島県人事委員会

委員長 加藤 誠

#### 広島県人事委員会規則第二十八号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成十八年広島県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

附則第十条第一項及び第十一条第一項中「百分の九十七・九九」を「百分の九十七・七六」に、「百分の九十八・一六」を「百分の九十七・九三」に改める。

附則

この人事委員会規則は、平成二十四年一月一日から施行する。